

「第281回判例・事例研究会」

テーマ「親の相続放棄後に、祖父母の代襲相続人となるか」

日 時	平成30年12月5日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 石田 嘉奈子

【事例】

事案の概要	<p>父親が多額の借金を残して死亡したため、子は相続放棄をした。しかし、父親の祖父は高齢であるため相続放棄をしないことが予想された。</p> <p>父親の祖父が、父親の多額の債務を相続して死亡したとき、子は父親の多額の債務を相続したいために、祖父の相続放棄をする必要があるか。</p>
結 論	子は、祖父の相続放棄をする必要がある。
理 由	<p>子が父親の相続放棄をしていたとしても、祖父の相続について、子は父親の代襲相続人となるからである。</p> <p>これは、民法887条1項が「被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる」と規定している以上、代襲相続人となるには、単に「死亡した子の子」であれば足り、「死亡した子の相続人」である必要はないからである。</p> <p>～第939条～</p> <p>相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。</p>